

証券市場監視と三様監査 -会計監査・監査役監査・ 内部監査の課題-

金融庁

証券取引等監視委員会事務局長 兼 IFIAR常設事務局設立準備本部長 佐々木清降



Question:グローバルな大手監査法人 グループ(Big 4)の本社所在地は?

- 1. 米国ニューヨーク
- 2. 英国ロンドン
- 3. 独国フランクフルト
- 4. シンガポール
- 5. 英領ケイマン



1. 証券市場監視と監査

2. 三様監査の課題

3. 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)事務局の東京設立



1. 証券市場監視と監査



証券取引等監視委の機能

- ■証券市場の監視
- 不公正取引の調査:インサイダー取引、株 価操縦等
- 上場企業の適正開示の検査:有価証券報告書等の虚偽記載(粉飾)
- 金商業者(証券会社等)の検査
- 課徴金納付・行政処分の勧告
- ■刑事告発

監視委第9期中期活動方針 (2017.1.20):3つの戦略目標

- 広く: 部分・パーツ ⇒ 網羅的・全体的
 - ①新たな商品・取引等
 - ②あらゆる取引・市場:債券、デリィバティブ等、
 - ③全体像の把握 (部分から全体へ)
- 早く: 事後チェック ⇒ 未然予防
 - ①問題の早期発見・着手
 - ②早期の対応による未然予防の実現
 - ③迅速な実態解明・処理による問題の早期是正
- 深<: 表面的、形式的指摘⇒ 根本原因</p>
 - ①問題の根本原因の追究
 - ②横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握



監視手法の変化に伴うガバナンス重視

- 根本原因の重視:ガバナンス、インセンティブ(人事、報酬等)
- 未然防止・再発防止の重視



- 従来の監視委の調査・検査:金商法の法令違反の指摘(表面的・形式的)
- →現在、法令違反の「根本原因」としてのガバナンスの実効性の検証
- ・ 金商業者:内部統制上、リスク管理上の問題→ガバナンス上の問題
- 上場企業:粉飾→適正開示態勢の問題→ガバナンス上の問題
- インサイダー取引:発行企業(上場企業)情報管理態勢の問題→ガバナンス上の問題



ガバナンス関連の規制

- 近年ガバナンス関連のrequirementの 増加
- 改正会社法
- Corporate governance code
- Stewardship code
- 更に
- 監査法人のガバナンス・コードの策定



コーポレート・ガバナンスの主体

- ■取締役会
- 監査役会(監査委員会)
- 執行部門(CEO, CFO, COO等)
- (執行部門の下ではあるが)内部監査
- (企業の組織ではないが)会計監査(外部 監査)

コーポレート・ガバナンスに 関する資料

- 有価証券報告書
- 株主総会関連資料(招集通知、参考資料等)
- 監查役監查報告書
- 会計監査報告書
- コーポレート・ガバナンス報告書 等



投資家等の関心の低さの問題

- 監査役(社内・社外)及び監査役監査報告書
- 会計監査人及び会計監査報告書

なぜ関心が低い?:有益な情報が得られない。

- ・監査役の知見・能力等
- ・監査役監査・会計監査報告書の画一性

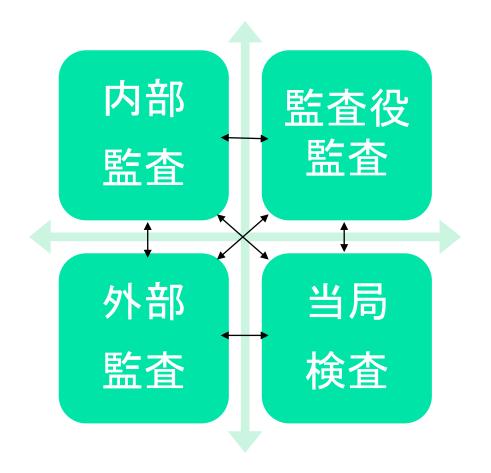


2. 三様監査(会計監査、監査役監査、内部監査)の課題



- 監査役(監査委員会)監査:監査 役(監査委員)
- 内部監査: 内部監査部門
- 会計監査(外部監査):監査法人(事務所)

四様監査(金融機関の場合)





1. 事後チェック→未然予防、forward lookingな視点

2. 規定・基準等の準拠性監査 (compliance audit)→規定・基準等その ものの妥当性、ガバナンス・cultureの監査

3. 部分、パーツ→全体像、根本原因



監査の高度化のための課題

- 1. 独立性:監査対象からの独立性。
- 2. 専門性:監査のプロであるとともに、監査対象の業務の 知見
- 3. Mindset: 受身→forward looking、細部→全体像を見る幅広い視点
- 4. 継続的な情報収集、リスクアセスメント
- 5. IT等のインフラ;サンプルベース、試査→big data 分析(data analytics)による悉皆調査
- 6. 監査組織のガバナンス:特に監査の質の確保に関して



監査役監査の実効性の要点

- 監査役の人選、資質・能力、在任期間;特に社内出身の監査役の問題(社内人事の一環)
- 監査役会のサポート体制:監査役室、情報 収集・提供、研修等
- 監査役会の運営:時間、審議内容、専門 家の活用等
- 内部監査部門、会計監査人との連携



内部監査の高度化の要点

- 事務不備検査→リスクベースの内部監査 →内部監査高度化
- ①規定等の準拠性の監査→規定そのものの妥当性、risk appetite/culture、ガバナンスの監査(経営目線での内部監査)
- ②事後チェック型の監査→未然予防型の監査、リアルタイムでのリスク把握
- ③内部監査部門のポジション向上:経営戦略と一体になった内部監査戦略



- これまで幾多の上場企業会計不正の都度、会計 監査への批判
- その都度、監査基準等の改定、制度改革
- 監査法人に対する検査監督体制:金融庁公認会 計士・監査審査会の設立(2004)
- 会社法改正:監査役と監査人のコミュニケーション、監査法人の選解任等
- 監査基準等:監査人の引継ぎ、不正リスク対応 基準等



会計監査の失敗の「根本原因」: 監査法人のカバナンス

- 監査法人の監査の質の管理態勢の問題
- →監査法人のガバナンスの問題
- 代表者の方針・姿勢(tone at the top)
- 監査法人のビジネス・モデル
- 人事評価·報酬等incentive構造
- 品質管理の風土(culture)
- 監査法人のカバナンス・コード:英、蘭に続 **く日本での導入** 第一東京弁護士会講演(2017.3)

監査法人のビジネス・モデル(1)

- 監査法人グループ全体としてのビジネス・モデル;監査業務以外の非監査業務(アドバイサリ、コンサルティング、税務、FA、forensic等)
- 監査業務と非監査業務;風土の違い、監査の品質管理への影響
- 非監査業務収益の増加が与える影響;利益相反以外にも監査品質への影響



- IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)での議論
- "Current Trends in the Audit Industry"
 (2015.4) https://www.ifiar.org/Working-Group.aspx
- 監査法人の収益構造(特に、非監査業務の伸び)
- 監査市場での競争;価格競争vs質の競争
- 監査法人のガバナンス(個別監査法人及びグローバル・ ネットワーク双方)等



3. IFIAR事務局の東京設立



- 米国等一連の不正会計事件を契機とした監査 監督機関の設立(2000年代初頭):公認会計士
 ・監査審査会(2004年)、米国PCAOB(2002年)
- 監査監督当局間の協力・連携の場
- 加盟メンバー:52カ国・地域の監査監督当局。 日本からは金融庁と公認会計士・監査審査会が 当初より参加
- 議長(オランダ)、副議長(カナダ):メンバー間の
 2年毎のローテーション 第一東京井護士会講演(2017.3)



- 監査監督当局間の実務的経験等の共有
- 監査の質に関連する他の国際機関等との 対話:FSB, BCBS, IOSCO等
- 監査基準設定主体との対話: IAASB, IESBA等
- 監査の質に関連する他のstakeholders との対話:上場企業(監査委員会等)、投 資家、アナリスト、学界等



- 現在まで常設事務局は未設立:議長・副議長の 出身母体が事務局機能を代替
- 他方、IFIARの活動の進化と広がり
- 監査法人のグローバル化の進展
- 加盟国·地域の拡大:18(発足時)→52(現在)
- グローバル金融危機、新たな会計不正、監査の 質への懸念
- 常設事務局設立の決定(2014年4月総会)

IFIAR事務局の新設: 東京への誘致

- 金融庁、公認会計士・監査審査会が立候 補(2015年1月)
- 第1回目選挙(2015年4月台北総会):7 カ国から3か国に絞り込み(含む東京)
- 最終選挙(2016年4月ロンドン総会):東京での事務局開設が決定
- 2017年4月3日に東京に事務局開設予定



- IFIAR加盟国(特にアジア地域・新興国)の増大の必要性。その上での東京のoutreach等での優位性
 - -監査の質のグローバルな向上
- -真にグローバルな組織としてのIFIAR:欧州中心の組織から真にグローバルな組織へ
- グローバルな監査の質の向上(特に経済成長牽引するアジア・新興国)→グローバルな投資拡大・経済成長
- 日本政府の強固なコミットメント:加盟国の追加負担の軽減→新規加盟国の増加の好循環



IFIAR事務局の東京誘致の意義: 日本にとって初の金融関連国際機関本部の設置

- IFIARの活動を通じたグローバルな監査の質の向上への貢献。特に、金融の一元監督当局としての金融庁のサポート→我が国からの投資拡大、経済成長
- IFIARを通じた我が国の国際的なプレゼ ンスの向上
- 東京の国際金融センターとしての地位向 上



- 目的
- IFIAR事務局の活動を支援: 日本国内でのネットワーキングへの寄与
- 日本の関係者におけるIFIARの活動、 監査の質の向上に関する意識の向上:セミナー等の開催
- JICPA他経団連、監査役協会、取引所、 日弁連等が参加

IFIAR Working Groups

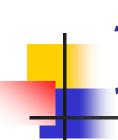
- GAQ(Global audit quality): Big 6監査法人の国際 的ネットワークとの対話
- IOS(Investors and other stakeholders): 投資家、 監査委員会等のステークホルダーとの対話
- SC(Standard coordination): 監査基準等設定主体 (IAASB等)との対話
- IW(Inspection workshop):監査当局による監査法 人検査手法等の共有
- IC(International cooperation):監査当局間の国際協力
- Enforcement: 監査当局の法執行(処分等)の調整



- 1. Root cause analysis (根本原因): 監査の失敗の根本原因の議論:ガバナンス、ビジネス・モデル、報酬等incentive、culture (風土)等
- 2. 監査法人のビジネス・モデル、ガバナンス: 非監査業務の拡大、グローバル化等
- 3. Data analytics等IT化の進展



- 上場企業の取締役会:特に監査委員会の 役割(監査の質の評価等)
- 投資家
- 監査の質に関する情報提供の拡大: transparency report等
- IFIAR Advisory Boardの創設 (2016.4): 日本から清原弁護士が参加



監査監督当局間の国際協力の推 進:多国間情報交換(MMOU)

- 二国間の情報交換(従来)
- 他方、監査法人グループのグローバル化、グループ監査の進展→二国間に加え、 多国間の情報交換の必要性
- 我が国からの多国間情報交換の枠組み(MMOU)の必要性の提案(2013年4月)
- 多国間情報交換覚書(MMOU)の策定、 調印(2017年4月IFIAR東京総会)



法執行面での協調

- 監査法人に対する行政処分等の増加
- 監査法人のグローバル化、グループ監査 の増加
- →一カ国での行政処分が他国に関係する事案の増加:調査・検査、処分等の国際協調の必要性
- Enforcement WGの創設(2014年): 日本が議長国



- 短い歴史と加盟国数:他の国際組織 (BCBS, IOSCO等)との比較
- 常設事務局の未設: 2017年東京に設立
- 監査基準等の基準設定主体(standard setter)(IAASB)との関係
- Big 4監査法人グループのglobal presence;世界の監査市場の約7割のシェア、too big to fail?



- 企業活動のグローバル化→グループ監査、監査法人グループのグローバル化、監査市場での寡占化(GPPCメンバーのBig 6)
- 他方、監査法人グループの国際ネットワークの法的地位の問題;(母国)監督当局の欠如
- 国際ネットワークとmember firmの間の関係: centralized command control vs. decentralized approach
- Supervisory collegeの必要性:GSIFIsに比した GPPCのglobal presence



Data analytics

- 監査の質の向上:sample base→big data analysis
- 前提となるdata architecture, data governanceの問題
- 監査法人のビジネス・モデルへのインパクト: business disruption, transformationの可能性



最後に: 弁護士へのお願い

- 取締役、監査役業務の理解の重要性
- その上での三様監査の理解
- ■特に、会計・外部監査の理解
- その上でのIFIARの活動への関心



ありがとうございました